

蘇州日商俱樂部定款

1997年 2月21日決議
1999年10月20日改定
2000年 5月24日改定
2003年 1月27日改定
2004年 1月16日改定
2007年 1月19日改定
2013年 2月 5日改定
2014年 1月15日改定
2017年 1月18日改定

第1章 総則

第1条(名称)

1. 本俱樂部は蘇州日商俱樂部と称し、会員の円滑な商工業活動等を促進し、日中経済交流・日中友好の発展に資すると共に、会員相互の親睦交流を行う。

第2条(活動範囲)

1. 本俱樂部は次の活動を行う。
 - ①会員の商工業活動発展の為の援助活動及び勉強会
 - ②会員相互の親睦・生活環境向上及び情報交換
 - ③その他、会目的を達成するために必要な活動
2. 本俱樂部は営利を目的とする事業、及び特定の個人・法人・その他団体の利益を目的とする事業は行わない。
3. 本俱樂部は政治活動は行わない。

第2章 会員

第3条(会員)

1. 次の各号に掲げるものは、本俱樂部の会員となることができる。
 - ①商工業に関係する日本国法人及び個人が直接出資し、大蘇州圏内に事務所を有する現地法人。
 - ②商工業に関係する日本国法人からの間接出資がある連結子会社であり、大蘇州圏内に事務所を有する現地法人。
 - ③①又は②以外の商工業に関係する大蘇州圏内に事務所を有する現地法人に勤務する日本人。
 - ④商工業に関係する大蘇州圏外に事務所を有する現地法人に勤務する日本人。
 - ⑤その他総会で決議した個人。
2. 本条第1項第1号・第2号を法人会員とし、第3号・第4号・第5号を個人会員とする。
3. 法人会員に所属する日本人の家族を家族会員とする。

第3条の2(会員の範囲)

1. 本俱樂部における蘇州とは、江蘇省大蘇州市を指し、下部行政区を含む。

第4条(入会の申込)

1. 入会するものは、第3条1項各号に定める資格を証明する書類を添付し、所定の書面により申込をする。入会には理事会の承認を要する。退会する会員は、その旨を退会の1ヶ月前までに事務局に届け、会費完納の上退会しなければならない。

第3章 会員の権利・義務

第5条(会員のサービス享受)

1. 会員は商工会活動発展の為に援助・親睦・生活環境向上等のサービスを受ける権利を有する。

第6条(会員の権利)

1. 会員は役員を選出し、役員に選出される権利を有する。また、総会に出席し、意見を述べ議決に加わる権利を有する。

第7条(会員の遵守義務)

1. 会員は定款及び総会並びに理事会の決議事項を守らなければならない。これに違反し、または社会道義を著しく損なうような行為のあった会員は、総会の決議により除名することができる。

第8条(会員の義務)

1. 会員は本定款及び会費規定に従い、会費納付の義務を負う。但、第3条3項に定める家族会員はこの限りではない。
2. 本倶楽部からの通達は電子メール及びホームページ上の告知を基本とし、以下を会員の義務とする。
 - ①登録内容に変更があった場合は会員自身でオンライン修正を行う。
会員自身で修正を行えない場合は、事務局に変更内容を届け出るものとする。
 - ②通信状況不安定による通達の不着や見落とし防止のため、会員は会員専用ページ上で自主的に告知内容を確認する。

第9条(退会)

1. 6月30日時点で会費の滞納がある会員は、理事会の決議により退会とすることができる。

第4章 総会

第10条(総会の開催)

1. 総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年年初の1月に開催、臨時総会は会長もしくは理事会が必要と認めたととき、又は会員の5分の1以上の要求があった場合、会長がこれを招集する。

第11条(総会の成立及び議決)

1. 総会は会員議決総数の半分以上の出席をもって成立する。(委任状を含む、以下同じ)
2. 総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第12条(総会議案)

1. 前年度の活動報告及び会計報告、当該年度の活動計画及び収支予算、並びに任期の到来する役員の改選は定時総会の議案としなければならない。
2. 総会の議案は、この定款に定めのある他は理事会で決める。

第5章 役員及び理事会

第13条(役員)

1. 本倶楽部に役員として会長1名・副会長5名以内・理事17名以内及び監査役1名を置く。

第14条(役員を選出)

1. 理事及び監査役は会員(法人会員の場合はその代表者)の中から総会において選出する。

第15条(会長・副会長・会計の互選)

1. 会長・副会長は、理事会にて互選する。また、理事会の決議により会計理事1名を選出する。

第16条(役員任期)

1. 理事及び監査役の任期は1年とし、再任されることができ、原則連続して3年を超えることはできない。但、前任者が任期途中で交代・辞任し、又は解任された場合、当該理事及び監査役企業の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残存期間とする。
また、任期3年目の理事及び監査役が任期途中で交代した場合には、理事会の推薦により、当該理事及び監査役企業の後任者は1回に限り連続して再任されることができ。
2. 会長の任期は1年とし、再任されることができない。但、会長が任期途中で交代・辞任し、又は解任された場合は、後任者の任期は前会長の残任期間とし、新会長はその期間終了後1回に限り連続して再任されることができ。
3. 副会長の任期については、再任されることができ、原則連続して3年を超えることはできない。

第17条(役員辞職)

1. 役員は、死亡し、法人会員の代表者の地位を辞任し、若しくは総会の決議により解任された場合、又はその代表している法人会員が除名され若しくは退会した場合、その日付をもって辞任とする。
2. 理事及び監査役が任期途中で辞任又は解任された場合、後任の理事及び監査役は第14条の規定にかかわらず理事会の決議により選出することができる。
3. 前項の規定により選出された理事及び監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条(特別顧問)

1. 本倶楽部は必要に応じ、理事会の決議により特別顧問を置くことができる。
2. 特別顧問は、理事と同様の決議権を持たず、オブザーバーとして理事会に参加し、大所高所からの提言を行う職とする。
3. 特別顧問の任期は1年とし、再任されることができ。なお、特別顧問が辞職した場合、後任者就任の可否については理事会にて決める。

第19条(理事会)

1. 理事は理事会を構成し、理事会は次の各号に定める事項を審議し、決定する。
 - ①会員の除名、役員解任、定款の改定及び本倶楽部解散の総会への付議
 - ②活動報告及び会計報告並びに活動計画及び収支予算の総会への付議
 - ③活動の基本方針の決定
 - ④重要な財産の取得及び処分
 - ⑤諸規約の制定及び改廃
 - ⑥前各号に定める事項の他、本倶楽部の運営に関する重要事項
2. 理事会の運営方法については、別途理事会にてこれを定める。

第20条(役員職務)

1. 会長は本倶楽部を代表し、本倶楽部の事務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が会長職を遂行できない急な事態が発生した場合、その職務を代行する。
3. 会計理事は会計を担当する。
4. 監査役は会計および理事会を監査する。

第6章 運営

第21条(事務局)

1. 本倶楽部に事務局を置き、事務局長1名、及び事務局補佐複数名を置く。

2. 事務局長及び事務局補佐は理事会の承認を得て会長が任命する。
3. 日本人常駐者を有する会員の中から常駐者を事務局長及び事務局補佐として選任する。

第7章 会費及び会計

第22条(会費)

1. 本倶楽部に必要な資金は、会費及び寄付金によるものとする。
2. 会費は総会の議決により定める。
3. 会費口数は会員の申し出によるが事務局は必要な場合意見を述べることができる。

第23条(活動年度、会計報告)

1. 本倶楽部の活動年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。
2. 第12条第1項に規定する会計報告には監査役の意見を付さなければならない。

第24条(雑則)

1. この定款は総会の議決により改定することができる。
2. 本倶楽部は総会の議決により解散することができる。
3. 解散するとき会費等財産は清算するものとし、理事会の議決に従って処理する。

付則

この定款は1996年 7月23日から実施する。

この定款は1999年10月20日から施行する。

この定款は2000年 5月24日から施行する。

この定款は2003年 1月27日から施行する。

この定款は2004年 1月16日から施行する。

この定款は2013年 2月 5日から施行する。

この定款は2014年 1月15日から施行する。

この定款は2017年 1月18日から施行する。

蘇州日商倶楽部会費規定

1997年 2月21日決議
1999年10月20日改定
2004年 1月16日改定

1. 年会費及び会計

蘇州日商倶楽部の運営に必要な資金は、会費及び寄付金によるものとする。

(年会費)

	会費(一口)
個人会員	600元
法人会員	1000元×規定口数

駐在日本人数	規定口数
0～1人	1口
2～3人	2口
4～7人	3口
8～12人	4口
13～20人	5口
21～29人	6口
30人以上	7口

例: 法人会員日本人駐在3名の場合: 1000元×2口=2000元

2. 会費納入方法

会費は会計理事に支払うものとする。

3. 一括納付の原則

本蘇州日商倶楽部の会費は1年分一括払いとし、途中入会の場合は上期入会1年分、下期入会6ヶ月分の会費を徴収する。

本倶楽部の活動年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終了する。

4. 口数算定基準

口数算定の駐在日本人数は、初年度は入会日、次年度以降は毎年1月1日を基準とし、会員の申告に依るものとする。但、異議ある場合には会計理事・監査役又は事務局長が理事会に諮り修正することができる。

以上